

JITA NEWS

2011-08
VOL. 173

主な記事 ● 2011 年度 社団法人日本テレマーケティング協会 役員一覧

各自治体のコールセンター支援制度一覧【Part1】

毎年好評の『各自治体のコールセンター支援制度一覧』ですが、今年度も 2 号にわたり掲載いたします。

コールセンター業界の発展・普及に伴って、全国の各自治体でもコールセンター誘致のための支援制度に力を入れており、お届けする情報もさらに充実したものになっています。ご活用ください。

また今年度は、各都道府県に対して基礎的な情報についてのアンケートを実施いたしましたので、その一部もご紹介いたします。なお、アンケートの概要に関しては、次号でご紹介する予定です。

※今年度の特集は、東日本大震災の影響を考慮し、被災地の自治体には少しでも落ち着かしてから情報提供いただきたいと思います。また情報量の都合から 8 月号では徳島県以西の西日本地域の自治体情報をお届けいたします。

※本情報は 2011 年 6 月末現在のもので、詳細等につきましては、各自治体連絡先までお問い合わせください。

都道府県へのアンケート結果について

今回、情報調査委員会の監修で実施したアンケートの中から、「コールセンターを誘致して良かった点」という設問に対する回答の一部をご紹介します。

やはり、「雇用の増進による地域の活性化」や「経済波及効果」という答えが多く見られます。そんな中、「コールセンターの誘致により、何よりも大きな雇用効果が生み出されたことがあげられます。また、立地したコールセンター事業者からは地元の人材を高く評価いただいております。今後もあらゆる業種において地元の人材を求めている企業が増えていくことが期待できます」「就業場所が創出された。市街地に立地しており、街のにぎわいにもつながっ

ている」「事務系職場への就業を希望する方が自信とプライドを持って働く場が増えることは、様々な形で地域経済の活性化につながっています。また、本県でのコールセンター事業が順調なことから、本県に他部門の業務を集約して更に事業を拡大していただくなど、立地企業の皆さまにも喜んでいただいております」「新しい事業の展開により、県内産業の活性化につながった」「地方では求人が少ない製造業以外(オフィス系)の雇用が創出できた」といった回答もありました。地方進出の影響は大きく、コールセンターを核とする新たな発展につながっているようです。コールセンター誘致に対する期待も拡大していると言えるでしょう。

※以下の支援制度一覧の中で、各道県の部分には基礎的な情報についてのアンケートのうち「道県が考える誘致のメリット」をご紹介します。なお掲載がないのは、未回答の自治体です。

自治体	●事業名(期間) 対象要件	助成内容/限度額
徳島県	●コールセンターに対する優遇制度 コールセンター(インバウンドを主体とした事業) 助成対象: 新設しようとする事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に10人以上であること	①専用回線使用料: 1/2の助成限度額: 2,000万円/年 助成期間: 5年間 ②事業所賃料: 1/2の助成 限度額: 2,000万円/年 助成期間: 5年間 ③新規地元雇用: 雇用者1人につき70万円(期間に定めない労働者) 雇用者1人につき40万円(1週の所定労働時間が30時間以上の契約社員、パート社員) ※対象者: 雇用保険法の被保険者であり、週所定労働時間が30時間以上であること 限度額なし助成期間: 5年間 ④リース経費: 1年目の経費の1/2(5年以上のリース機器が対象) 限度額: 1,000万円助成期間: 1年間 ⑤研修経費: 新規雇用者を委託研修する場合10万円/人を限度に所要額の1/2を助成 新規雇用者を企業内研修する場合5万円/人を限度に所要額の1/2を助成 ※採用後6ヶ月に満たない雇用者に県内で研修する場合に限る限度額: 1,000万円/年 助成期間: 5年間 ⑥投下固定資産: 1/5の助成 限度額: 2,000万円 ※操業開始から1年以内に整備したものが対象
	【連絡先】 徳島県商工労働部産業立地課 TEL 088-621-2155 http://www.onlyone-tokushima.jp/1/1.php	
	【徳島県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】 ・県、市町の充実した優遇制度やワンストップサービスによる支援 ・安価な人件費、事務所賃料 ・優秀な人材の確保	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額

徳島市	●徳島市のコールセンター等立地優遇制度(徳島市情報通信関連事業立地促進補助金)	
	対象業種: ・コールセンター・データセンター・ソリューションセンター ・事務処理センター・デジタルコンテンツ 助成要件 ・新設しようとする事業所であって、地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上であることが見込まれること *地元雇用とは…採用日の前日に市内に住所を有していた者を、当該事業所の常用労働者として、新たに雇用すること	①雇用奨励金 奨励金額:交付対象者1人につき20万円 限度額:4,000万円 助成期間:5年間 ②施設整備補助金 補助額:施設の整備に要した費用の2分の1に相当する額 限度額:500万円又は1回目に交付する雇用奨励金の額のいずれか低い額 補助回数:1回限り
	【連絡先】 徳島市経済部経済政策課 TEL 088-621-5225 http://www.city.tokushima.tokushima.jp/keizai_seisaku/gaiyo32.html	

香川県	●香川県企業誘致条例(平成21年度~平成24年度)	
	新規常用雇用者50人以上(過疎・離島振興地域では25人以上) (新規常用雇用者数は、交付申請時に50人(25人)以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が50人(25人)以上であること)	・土地を除く投下固定資産額の10%(3年間。1年目は、対象施設業務開始に要する投下固定資産額で対象施設業務開始前3年間と業務開始後1年間に投下した額、2年目以降は純増分のみ) ・求人に関する経費(求人誌や新聞広告等の広告掲載費用等)の10%(3年間) ・事務所賃借料、通信回線使用料(専用回線)の1/2(3年間) ・通信機器賃借料は5年以上のリース機器の初年度分の1/2(初年度のみ) *求人に関する経費、事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料については、それぞれ年2,000万円を限度とする ・新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・新規短時間労働者数×15万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) 限度額:3年間で5億円
	【連絡先】 香川県商工労働部産業政策課産業集積推進室 TEL 087-832-3355 http://www.pref.kagawa.jp/sangyo/syuseki/	

香川県	●香川県被災企業再建支援事業(~平成26年5月)	
	次の①、②双方を満たすもの ①東日本大震災で被災した企業で、被災コールセンターの業務を代替するため、香川県で新たにコールセンターを設置するもの。 ②県内新規常用雇用者50人(被災者であれば25人)以上(交付申請時の新規常用雇用者が50(25)人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が50(25)人以上在職していること)。	・土地を除く投下固定資産額の初年度分×20%(2,3年目は純増分×10%) ・求人に関する経費の初年度分×20%(2,3年目×10%) ・事務所賃借料、専用通信回線使用料の初年度分×100%(2,3年目×50%) ・通信機器賃借料(5年以上の契約)の初年度分×100%(初年度のみ) *求人に関する経費、事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料についてはそれぞれ年2,000万円を限度とする。 ・新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・新規短時間労働者数×15万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額3年間で5億円
	【連絡先】 香川県商工労働部産業政策課産業集積推進室 TEL 087-832-3355 http://www.pref.kagawa.jp/sangyo/syuseki/	

【香川県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】
オフィス賃料は低下傾向にあり経費的メリットが認められるとともに、企業の四国支店なども多く、支店勤務者の配偶者など良質な労働力の確保が見込まれます。

高松市	●高松市企業誘致条例(平成21年度~平成24年度)	
	・新規常用雇用者30人以上(過疎・離島振興地域では25人以上) (新規常用雇用者数は、交付申請時に30人(25人)以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が30人(25人)以上であること)	・投下固定資産額×5/100(3年間、土地除く。2年目以降は純増分のみ) ・新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・新規短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額:3年間で2億円
	【連絡先】 高松市商工労働課 TEL087-839-2411 http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/11606.html	

坂出市	●坂出市企業誘致条例	
	・市内新規常用雇用者25人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が25人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が25人以上在職していること)	・投下固定資産額×5/100(3年間。市有地の場合は土地代含む。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額:3年間で1億円
	【連絡先】 坂出市政策課企業立地推進室 TEL0877-44-5001 http://www.city.sakaide.lg.jp/work/kigyuu/yuuguu.html	

東かがわ市	●東かがわ市企業誘致促進条例(平成20年度~平成24年度)	
	・市内新規常用雇用者25人以上 (市内新規常用雇用者数は、交付申請時に25人以上在職しており、かつ交付申請時前6箇月の毎月末における在職者の平均が25人以上であること)	・土地を除く投下固定資産額の10% ・機器賃借料は5年以上リース機器の初年度分の50% ・市内新規常用雇用者数×20万円 ・市内新規短時間労働者数×5万円 ・助成合計限度額1億円
	【連絡先】 東かがわ市商工観光室 TEL 0879-33-2750 http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/	

三豊市	●三豊市企業誘致条例	
	・市内新規常用雇用者25人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が25人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が25人以上在職していること)	・固定資産税以内の額(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額(3年間) ・市内新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数×5万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額:3年間で1億円
	【連絡先】 三豊市政策課 TEL 0875-73-3010 http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/top/top.aspx	

土庄町	●土庄町情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱	
	・小豆郡内新規常用雇用者25人以上	・郡内新規常用雇用者数×15万円(3年間、年間1,000万円まで) ・郡内新規常用雇用者に対する研修経費の1/2(1回のみ、1,000万円まで) ・事務所賃借料の1/2(3年間、年間500万円まで) *町以外の機関から補助金を受ける場合は、当該金額を差し引いた額の2分の1に相当する額 ・求人に関する経費の10/100(3年間) ・限度額1企業当たり3,000万円
	【連絡先】 土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 http://www.town.tonosho.kagawa.jp/	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額

愛媛県

●愛媛県情報通信関連企業立地促進要綱 (平成 24 年 3 月 31 日まで)		
対象要件 指定事業所に指定後 1 年以内に操業を開始すること 新規県内雇用 20 人以上 (常用労働者に限る)	①投下固定資産額に係る奨励金交付額:投下固定資産の 10～15% (限度額 5 億円) ②事業用資産の賃借料に係る奨励金交付額:適正な賃借料の 1/2 相当額を交付 (限度額 2,000 万円・期間 5 年以内) ③通信回線使用料に係る奨励金交付額:適正な使用料の 1/2 相当額を交付 (限度額 2,000 万円・期間 5 年以内) ④雇用促進に係る奨励金交付額:新たに県内から雇用した常用労働者数×50 万円 (限度額 5 億円)	
【連絡先】 愛媛県経済労働部企業立地推進室 TEL 089-912-2474 http://www.pref.ehime.jp/soshiki.html 経済労働部企業立地推進室ページ		
【愛媛県が考える誘致のメリット (アンケートから抜粋)】 雇用拡大の即効性に効果がある。		

松山市

●松山市情報通信関連企業立地促進要綱		
対象要件 市内に新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者 20 人以上	①施設の工事及び機器の購入に係る費用の 1/2(5 年以内) ②社員等の教育に係る費用の 1/2(5 年以内) ③オフィス及び通信機器等の賃貸料の 1/2(5 年以内) ④専用通信回線利用料の 1/2(5 年以内) ⑤新規雇用 1 人につき 30～55 万円 (5 年以内) 限度額:①+②+③+④=1 億円 ⑤=4.5 億円 総額 5.5 億円	
松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/chiikike/		

高知県

●高知県コールセンター等立地促進事業		
対象要件 1. 次の 3 つの業務を行う拠点を設けて当該事業を実施するもの。 ①コンタクトセンター:県内新規雇用 20 人以上 ②バックオフィス業務:県内新規雇用 20 人以上 (平成 24 年度末までは 10 人以上) ③コンテンツ産業:県内新規雇用 10 人以上 2. 操業時期 事業着手後 1 年以内	①土地・建物の取得に要する経費の 10% ②建物の賃借料の 1/2 ③専用回線及び一般回線の基本使用料の 1/2 ④通信設備費等の償却資産の取得経費の 10% 及び同資産の賃借料の 1/2(上限額:ブース数×15000 円×事業期間)(操業開始後 6 カ月以内の取得及び賃借したもの) ⑤建物の改修費の 1/2(1 事業所当たり 5000 万円まで) ⑥ 6 カ月以上継続して雇用された新規雇用者 1 人に対し 50 万円 (短時間労働者 30 万円、SV100 万円、障害者加算 10 万円) ・5 年間における補助限度額:6 億 7 千万円	
【連絡先】 高知県商工労働部企業立地課 TEL088-823-9693 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/		
【高知県が考える誘致のメリット (アンケートから抜粋)】 1. 手厚い行政の支援 (全国トップクラスの助成制度と立地後のフォローアップ)。 2. 人材確保が容易(高知市と周辺市町(4 市 1 町)に全生産年齢人口の 65.4% が在住。また事務職場が不足(事務職の有効求人倍率 0.20 倍)しているため)。 3. 便利な交通の便 (高知空港から大阪・東京に航空便がそれぞれ 1 日 9 往復運航しており、同日中に東京、大阪、高知での業務が可能)。		

福岡県

●企業立地促進交付金		
対象分野:以下の 6 分野 ①知識創造型産業 (情報関連産業 (IT ロボット半導体の研究開発等) デジタルコンテンツ関連産業、ナノテク関連産業) ②自動車関連産業 ③健康・医療・福祉関連産業 ④都市型工業 (食品製造業印刷業金属・機械製造業等) ⑤アジアビジネス (外国企業の日本統括拠点、対象分野の外国 (外資系) 企業) ⑥物流関連産業 コールセンターについては、制度対象分野のインバウンドのセンターとし、面積要件は 500 m ² 超とする。	・所有型・重点地域立地の場合 (オフィス) 土地及び建物所有:土地、建物、機械設備取得費の 10% 限度額:10 億円 ・所有型・重点地域以外の市内に立地の場合 (オフィス) 土地及び建物所有:建物、機械設備取得費の 5.0% 限度額:1 億円 ・賃借型・重点地域賃借の場合 (オフィス) 建物、機械設備の年間賃借料の 1/3 (賃借月額は 4,000 円 / m ² を限度) 期間:3 年 (外国企業等は 4 年) 限度額:7,500 万円 (年間 2,500 万円) (外国企業等は限度額:1 億円 (年間 2,500 万円)) ・賃借型・重点地域以外の市内に立地の場合 (オフィス) 建物、機械設備の年間賃借料の 1/3 (賃借月額は 4,000 円 / m ² を限度) 期間:1 年限度額:5,000 万円 (重点地域:アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)	
【連絡先】 福岡市経済振興局 TEL 092-711-4327 http://asiabiz.city.fukuoka.jp/		

北九州市

●企業立地促進補助金		
対象業種:コールセンター他 要件:新規常用雇用者が 5 人以上	【設備投資に対する補助】 ①取得分:設備投資額の 2% ②賃借分:年間賃借料の 1/2 (初年度のみ) ※①②の合計額で、上限 10 億円 【雇用に対する補助】 交付対象者 1 人あたり 30 万円 (短時間労働者は 15 万円) ※対象者:新規雇用者のうち 1 年以上勤務し、1 年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※交付上限額なし	
北九州市産業経済局誘致課 TEL 093-582-2065 http://www.city.kitakyushu.jp/		

佐賀県

●佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金 (コールセンター分)		
対象要件 1) 立地決定日から操業を開始して 1 年を経過した日までに おける新規地元雇用者数が 20 人以上 2) 市と進出協定を締結 3) 市税の完納	①建物、設備機器取得等補助:投資額の 1/2、 ②オフィス賃料補助:(市以外からの補助金除く)賃料の 1/2(2 年間) ※土地賃借料:操業から 1 年経過した日までに取得した設備投資に係る固定資産 新規市内雇用者数 (1 年間) ③固定資産税相当額、④ 2,500 万円	
【連絡先】 佐賀県企業立地課 TEL 0952-25-7077 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kygyounenchi.html		
【佐賀県が考える誘致のメリット (アンケートから抜粋)】 労働集約的な業種であるため、多くの、特に女性の雇用が期待できること。		

訂正情報を 174 号の 10 ページに掲載しました。
そちらをご確認ください。

自治体	●事業名(期間) 対象要件	助成内容/限度額
佐賀市	●佐賀市情報通信関連企業等立地促進補助金(コンタクトセンター分)	
	対象要件 1) 立地に伴う操業開始から1年を経過した日までに新設地元雇用者数が20人以上 2) 市と進出協定を締結 3) 市税の完納	①建物、設備機器取得等補助:投資額の1/10 ②オフィス賃料補助:賃料の1/2(3年間) ③通信回線使用料補助:使用料の1/2(3年間) ④雇用促進奨励金:20万円×新設地元雇用者数(3年間) 限度額:①1億円、②3千万円、③8千万円、④なし
	[連絡先] 佐賀市工業振興課 TEL 0952-25-7097 http://www.city.saga.jp/egory/jigyou_index.jsp?cate=28	
唐津市	●ビジネス支援サ 対象要件 1) 新設地元雇用者数が20人以上 2) 市と立地協定を締結 3) 市税の完納	訂正情報を174号の10ページに掲載しました。 そちらをご確認ください。 ②オフィス賃料補助:賃料の1/2(2年間) ③雇用促進奨励金:a)50万円×新設地元雇用者数(2年間) b)50万円×配置転換者等(2年間) ④立地奨励金:操業開始から2年経過までに取得した設備機器に係る固定資産税相当額(3年間) ⑤利子補給金:設備機器取得のために金融機関から借り入れた資金(設備投資補助金除く)に対する利率の年1%以内の部分の利子補給(7年) ⑥研修費補助:新設地元雇用者に対する研修経費の1/2相当額(2年) 限度額:①5千万円、②なし、③a,b各1億円、④固定資産税相当額、⑤100万円/年、⑥20万円/人
	[連絡先] 唐津市企業誘致課 TEL 0952-25-7097 http://www.karatsu-city.jp/kouhou/kigyorit/index.htm	
鹿島市	●コンタクトセンター等立地促進補助金	
	対象要件 1) 新設地元雇用者20人以上 2) 市長と進出協定を締結 3) 市税の完納	①建物、設備機器取得等補助:経費から市以外の補助金控除後の額の1/2 ②オフィス賃料補助:賃料から市以外の補助金控除後の額の1/2(3年間) ③雇用促進奨励金:50万円×新設地元雇用者数(3年間) ④研修費補助:新設地元従業者を対象、補助率1/2 ⑤立地奨励補助金:操業開始のために取得した固定資産に係る固定資産税相当額、3年間 限度額:①5千万円、②3千万円、③7.5千万円、④20万円/人、⑤納付した固定資産税相当額)
	[連絡先] 鹿島市商工観光課 TEL 0954-63-3412 http://www.city.kashima.saga.jp/sangyo/sk_kougyo_richi_yugu.html	
長崎県	●情報処理・IT関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1) コールセンターなど:新規雇用者50人以上(過疎地域は25人以上)確保、投下固定資産額3千万円以上(離島は投資要件無し) 2) ファイナンスセンター・ソフトウェア開発センター・設計センター:新規雇用者11人以上(過疎地域は5人以上)確保、投下固定資産額3千万円以上(離島は投資要件無し) ※5年間の事業継続がなされること	①通信費:事業の用に供する通信費の1/2(離島地域、半島地域は1.5倍) ②賃借料:事務所賃借料の1/2(離島地域、半島地域は1.5倍) ③人件費:新規雇用者×30万円 (事業開始時に100人以上雇用する場合は50万円/人) (離島地域は2倍、半島地域は1.5倍) ④設備補助:設備投資額の10%(離島地域、半島地域は1.5倍) 限度額①各年度4,000万円以下(3年間)②坪単価1万円以下(3年間)③1人1回限り④当初1年間の投資(リースに関しては当初1年間の契約に関する3年分の実支出)額に限る 備考(共通):3年間の補助金総額2億4,000万円限度(離島・半島地域は3億6,000万円限度)。事務所開設から6ヶ月以内に要件を満たした場合に補助
	[連絡先] 長崎県産業労働部企業立地課 TEL 095-895-2657 (財)長崎県産業振興財団企業誘致推進グループ TEL 095-820-8890 http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/	
	【長崎県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】 本県の特性として、豊かな自然に恵まれ、豊富で優秀な人材、地震等のリスクが小さいことや犯罪発生率が低いことなどの安全・安心な環境を備えており、特に、人材においては、これまでに立地したコールセンターから高い評価を得ている。こうした人材の活用において、コールセンター等の情報通信関連企業の誘致は本県の環境に適している。	
長崎市	●長崎市企業立地奨励条例(平成25年3月24日まで)	
	①対象事業者 ・法人税の申告を3年度以上実施している法人又はその連結子会社 ・国内外で5事業以上事業活動を行っている外国法人 ・上記の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人 ②長崎地域基本計画に規定する5分野の産業(指定集積業種) ○造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ○産業用機械、新エネルギー・環境関連産業 ○情報通信関連産業→コールセンターを含む ○食品関連産業(農林漁業関連業種) ○医工連携関連産業 ○その他 ③投下固定資産、雇用人数(正規1、非正規0.75、短時間0.5換算) a. 建物建設の場合 中小企業者等-5千万円以上5人以上(増設・移設1人以上) その他の企業-5億円以上15人以上(増設・移設は対象外) b. 建物借上の場合(投下固定資産要件なし) 中小企業者等-5人以上 その他の企業-15人以上(増設・移設は対象外) ※投下固定資産額には、土地・建物・償却資産を含む(消費税を除く)。	a. 建物建設の場合 ■施設等整備奨励金 交付期間5年間(分割交付) 投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に下記の割合を乗じた額 □指定集積業種(上限15%) 5%+((操業時雇用従業員数-1)×0.25)% b. 建物借上の場合(投下固定資産要件なし) ■土地等賃借奨励金 交付期間5年間 建物賃借費用に下記の割合を乗じた額 □指定集積業種(上限50%) 25%+((操業時雇用従業員数-1)×0.25)% abとも ■雇用奨励金 交付期間3年間 雇用形態 単価 (障害者加算) 正規 50万円/人(+20万円) 非正規 30万円/人(+20万円) 短時間 15万円/人(+15万円) ※2年目、3年目は、操業日から1年後、2年後に、それぞれ前年より5人以上増員している場合、交付対象となる ■総限度額 合計10億円
	[連絡先] 長崎市商工部産業雇用支援課 TEL 095-829-1313	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
佐世保市	●佐世保市企業立地促進条例	
	対象要件 1) 大企業 投下固定資産額1億円以上かつ20人以上 2) 中小企業 投下固定資産額3,000万円以上かつ10人以上 ※雇用者数の適用条件は、5年以内に達成することとする。	①賃借料:賃料の1/2(5年間) ②人件費:50万円/人 ③固定資産税相当額:5年間 限度額:①各年度6千万円 ②5千万円 ③5年間で3億円
	【連絡先】佐世保市企業立地・観光物産振興局 TEL 0956-24-1111	
島原市	●島原市情報通信関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規雇用者20人以上	①人件費:5万円/人 ②駐車場賃借料:新規駐車場賃借料の1/2 限度額:①②合わせて3年間 1千万円
【連絡先】島原市産業政策グループ TEL 0957-68-1111		
大村市	●大村市企業立地奨励補助金	
	①施設等整備奨励補助金 投下固定資産総額1000万円以上(土地代を除く)で新規地元雇用者5人以上※1年間の雇用実績要 ②雇用奨励補助金 新規地元雇用者10人以上(但しコールセンターは20人以上) ※1年間の雇用実績要	①投下固定資産総額(土地代を除く)の10% 雇用者数による限度額 雇用者数5人~9人最高500万円/雇用者数10人以上最高1000万円 ②1人につき25万円(正社員)(期限付等10万円) 限度額 1000万円
	【連絡先】大村市商工観光部企業立地推進室 TEL 0957-53-5919	
平戸市	●平戸市情報通信関連企業立地促進奨励交付金	
	対象要件 1) 新規雇用者20人以上	①設備投資費:開設時及び人員増に伴う機械設備購入費の1/3 ②賃借料:事務所賃借料の1/8 ③人件費:新規雇用者×15万円 限度額①+②+③3年間で3,000万円
【連絡先】平戸市観光商工課 TEL 0950-22-4111		
対馬市	●情報処理サービス業の支援制度	
	新規常用雇用者25名以上	①人件費:20万円/人 限度額1,000万円 ②事務所賃借料:対象経費の実支出額の1/5以内 3箇年 ③施設整備費:対象経費の実支出額の1/5以内 事業開始年度のみ 限度額①+②+③3年間で2,500万円
【連絡先】対馬市地域再生推進本部 TEL 0920-53-6111(内線307)		
杵岐市	●杵岐市情報通信関連企業立地促進事業	
	1) 新規雇用者及び派遣社員25人以上	①人件費:15万円/人 ②賃借料:事業所等の賃借料の1/8(3年間) ③設備:改修費5000円/m ² ×改修面積又は実額の少ない方 ④賃借料(住居賃借料)1/2助成 月額5万円×12ヶ月限度(高熱水費・共益費含まず)2名まで ⑤2)社用車リース代助成(1/2)1台限り 3年間 限度額:①+②+③ 3年間の総額3,000万円以内
【連絡先】杵岐市観光商工課 TEL 0920-48-1111		
五島市	●五島市工場等設置奨励条例	
	1) 新規雇用者11人以上	①固定資産税相当額の助成金(3年間) ②新規雇用1人につき20万円(新卒者雇用の場合は25万円)限度額:年間1千万円(3年間)
【連絡先】五島市商工振興課 TEL 0959-72-7862		
西海市	●西海市企業立地奨励条例	
	・新規雇用者20人以上(中小企業にあつては10人以上) ※新設の場合 ・新規雇用者10人以上(中小企業にあつては5人以上) ※増設の場合	・新規雇用1人につき30万円(新卒者雇用の場合は50万円) ・固定資産税の減免(3年間) ・市有財産の貸付料減免(3年間)
【連絡先】西海市さいかい力創造部まちづくり推進課 TEL 0959-37-0064		
雲仙市	●雲仙市工場等設置奨励に関する条例	
	①固定資産税の減免又は不均一課税 1) 投下固定資産額2,700万円以上 2) 新規雇用者10人以上 ②工場等施設整備奨励金 1) 投下固定資産額(土地代除く)1億円以上 2) 新規雇用者10人以上 ③工場等立地奨励金 1) 投下固定資産額2,700万円以上 2) 新規雇用者10人以上 ④雇用奨励金 1) 投下固定資産額(土地代除く)1億円以上かつ新規雇用者10人以上 又は 2) 新規雇用者20人以上	①固定資産税の減免又は不均一課税 ②工場等施設整備奨励金(3年に分けて支給 限度額:2億円) 投下固定資産額×雇用人数により算出した支給額(5%~10%) ③工場等立地奨励金(3年間支給) ①により不均一課税された納税額を奨励金として支給 ④雇用奨励金 1)30万円/人 2)20万円/人
	【連絡先】雲仙市農林水産商工部商工労政課 TEL 0957-38-3111	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
南島原市	●南島原市企業等設置奨励条例	
	対象要件 1) 投下固定資産額 3,000 万円以上 2) 新規雇用者 5 人以上	①設備投資費：投下固定資産総額(リースを除く)の6%~12% ②通信費：事業の用に供する通信費の25% ③賃借料：事務所賃借料の25% ④人件費：新規雇用者×30万円 限度額①3年間で2億円②3年間で1,000万円③3年間で4,000万円④1人1回限り5,000万円
南島原市企画振興部商工観光課 TEL 050-3381-5032		
新上五島町	●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上	①人件費：15 万円/人 限度額：1,000 万円
【連絡先】新上五島町総合政策課 TEL 0959-53-1111		
熊本県	●産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	補助要件(コールセンター等の要件) ・対象：県内に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する企業 ・投下固定資産額と投下リース資産額の合計：3千万円以上 ・県民の新規常用雇用者数：10人以上(広域的業務拠点施設：50人以上) ・立地協定：県または県が立会人となって市町との間で立地協定を締結 ・操業開始：立地協定から1年(建物の新・増設を伴うものは2年)以内に操業を開始 ※広域的業務拠点施設：複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、ファイナンスセンター等で、知事が認めるもの。	補助対象経費及び補助額 1) 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計×10% 2) 事業所の年間賃借額×1/2(操業から4年間) ※3.3㎡当たり月額1万円を上限とし、1年間の補助額は1千万円を上限 3) 事業の用に供する専用通信回線使用料×1/2(操業から4年間) 4) 新規雇用者数×10万円(操業から3年間) 補助限度額：1.5億(広域的業務拠点施設：5億円)
	【連絡先】熊本県商工観光労働部新産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328 http://www.kumamoto-investment.jp/ 企業立地ガイド KUMAMOTO	
	【熊本県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】 地域の活性化、雇用の拡大等。	
熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく優遇制度	
	対象者：市内に事業所を新設・増設・移設する企業 情報提供サービス業(コールセンターを含む)の要件(業種詳細は下記HP参照) ・新設・増設：以下の市内居住の新規常用従業員数を満たすこと。 ・新設10人以上(中小企業者は5人以上)、増設5人以上 ・移設：土地取得費が1億5千万円以上	(新設・増設) ①施設設置補助金：固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税の相当額(3か年度分) ②用地取得等補助金：土地取得費の10% 又は、賃貸3年間分の土地・建物の賃料(敷金、共益費等を除く)の1/2 ③雇用促進補助金：新規常用従業員数1人につき補助金を交付 正社員50万円 正社員以外15万円(3年間) ※2年目及び3年目は、前年より10人以上増加した場合に限り、当該増加分について交付 ④設備投資補助金：投下固定資産額×10%(家屋・償却資産のみ、土地を除く) ※投下固定資産取得額が3億円以上の場合に限り交付(リースを除く) 限度額：20億円(①~④の合計額) (移設)用地取得等補助金：土地取得費の10%(限度額20億円)
【連絡先】熊本市産業政策課企業立地推進室 TEL 096-328-2386 熊本市企業立地推進東京出張所 TEL03-3262-3840 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/ トップ⇒くらし・環境・経済⇒経済・ビジネス・雇用⇒企業立地を全面サポートいたします!!		
八代市	●八代市企業振興促進条例	
	対象業種：情報通信業、複数の県の区域に係る業務を処理する事務所(コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンターなど)、製造業など 奨励措置(適用工場等の指定)の要件：土地、家屋及び償却資産で、事業の用に直接供するもので、その取得価格合計額が2,000万円を超えること。 新設の場合：新規雇用者(パートを除く)の数が10人以上 増設の場合：新規雇用者(パートを除く)の数が5人以上 ※複数の県の区域に係る業務を処理する事務所の場合 新設の場合：新規雇用者(パートを除く)の数が30人以上 増設の場合：新規雇用者(パートを除く)の数が10人以上	①固定資産税の減免 新設初年度~3年度：100% 4年度~5年度：50% 増設初年度~3年度：50% ②工場等建設補助金(新設の場合)：投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合 新規雇用者数10人以上40人未満：投下固定資産総額×2%(土地代を除く)限度額：1億円 新規雇用者数40人以上：投下固定資産総額×3%(土地代を除く)限度額：2億円 ③用地取得等補助金(新設の場合)：投下固定資産総額が1億円以上の場合、土地の取得価格の30/100(限度額5,000万円)を交付する。また、工場等を賃借する場合、敷金等を除く1年間の賃借料の1/2(限度額1,000万円) ④雇用奨励金：新規雇用者1人につき、年間20万円(限度額5,000万円)
【連絡先】八代市商工振興課 TEL 0965-33-8513 http://www.kigyo.city.yatsushiro.kumamoto.jp/		
山鹿市	●山鹿市工場等設置奨励条例に基づく優遇制度	
	情報サービス業 建物、機械装置、備品(土地を除く)などの取得価格の合計額が、 ①新設は5,000万円を超え、常時雇用する従業員数が10名以上であること。 ②増設は、2,000万円を超え、常時雇用する従業員数が5人以上であること。	①工場等設置奨励金(3年間) 1年目 納税された固定資産税額の100% 2年目 納税された固定資産税額の80% 3年目 納税された固定資産税額の60% ②雇用奨励金 市内に住所を有する人を操業開始の日から雇用し、1年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり20万円、600万円を限度。
【連絡先】山鹿市商工観光部商工課(企業誘致推進室) TEL 0968-43-1413 http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/ 農林業・商工業⇒商工業⇒商工業支援制度の「工場等設置の優遇制度」		

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額

●宇土市企業振興促進条例 及び 宇土市企業立地特別奨励金条例		
宇土市	①投下固定資産総額:3億円以上 ①新規雇用:5人以上 ②投下固定資産総額:2,000万円以上(情報通信企業1,000万円以上) ②新規雇用:新設5人以上、増設3人以上 ③用地取得面積:5,000㎡以上 ③投下固定資産総額:3億円以上 ③新規雇用:5人以上 ③操業開始:3年以内	①固定資産税の課税免除:3年間、その後3年間半額 ②固定資産税に対する奨励金 初年度 固定資産税額の100分の75の額 2年度 固定資産税額の100分の50の額 3年度 固定資産税額の100分の25の額 ②雇用促進奨励金 市内に住所を有する人を事業開始から1年以上引き続き雇用した場合一人当たり30万円、1,000万円を限度。 ②研修経費補助金 操業日より前に研修を実施する場合で、研修に要した経費の2分の1以内で、100万円を限度 ③用地取得価格の20%、3億円を限度 ③給水装置の加入金額
	【連絡先】宇土市商工政策課企業誘致係 TEL 0964-22-1111 (宇土市企業立地ガイド) http://uto-kaihatsu.jp/index.htm	

●天草市企業立地促進条例		
天草市	①・投下固定資産総額:新設2,000万円以上、増設1,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ②・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ③・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ④・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設・増設10人以上 ⑤・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上	①固定資産税の課税免除:固定資産税3箇年課税免除 ②工場等建設補助金:投下固定資産総額×5%(上限5,000万円) ③用地取得補助金:用地取得費×30%(上限1億円) ④雇用奨励金:1人当たり30万円(上限3,000万円) ただし、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設においては、投下固定資産総額が5,000万円未満であっても、新規雇用者が10人以上の場合、雇用奨励金を交付することができる。 ⑤土地建物賃借補助金:操業開始から3年以内の土地建物賃借料(1年間の上限150万円)ただし、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く
	【連絡先】天草市商工観光課産業支援係 TEL 0969-32-6787 http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/	

大分県	●大分県コールセンター企業立地促進補助金	
	【補助対象要件】 ①設備投資額が3,000万円以上 ②事業所の操業に伴う新規地元雇用者が30人以上 ③専らコールセンターを業として行なうものであること ④大分県産業立地促進補助金及び大分県大規模投資促進補助金の適用を受けていないこと。	【補助対象経費及び補助額】 ①設備投資額:事業所新設に伴う用地の取得・造成、建物の建設、機械設備並びに附属施設の取得(賃貸の場合の内装工事費を含む)に要した経費 設備投資額×3%以内 (土地または建物を取得する場合は、設備投資額×15%以内) ②人件費:雇用者数×50万円以内(大分市に立地する場合は、雇用者数×25万円以内) 限度額:①②合わせて1億円 ③通信費(3年間補助):事業の用に供する専用通信回線使用料×1/2以内 限度額:9,000万円(3,000万円/年) ④賃貸料(3年間補助):事業所の賃貸に要した経費×1/3以内 限度額:9,000万円(3,000万円/年)
【連絡先】大分県企業立地推進課 TEL 097-506-3246 http://www.pref.oita.jp/14050/guide/yugu/hojo_ken.html		
【大分県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】 雇用創出		

大分市	●企業立地促進助成制度	
	対象業種:1)製造業、2)大分流通業務団地へ立地する企業、3)情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、学術研究、専門・技術サービス業 対象要件:【設備投資額】 新設10億円以上(中小企業2億円以上) 増設・移設10億円以上(中小企業1億円以上) 【新規雇用従業員数】 新設20人以上(中小企業5人以上) 増設・移設10人以上(中小企業2人以上) ※)コールセンター業については、同業務のみではなく、それに加え情報処理・提供サービス業務など、対象業種3)に挙げられた業種に該当する業務を行なうものを対象とする。 ※)3)情報サービス業等については新設のみ対象。また設備投資額を要件としない。	①設備投資助成金 設備投資額×5%以内の額(限度額5億円) ②新規雇用従業員の数×50万円以内(限度額1億円) ①+②の合計限度額5億円(単年度2億円を上限とする分割方式)
【連絡先】大分市産業振興課 産業振興係 TEL097-534-6111(内線:1622)		

JTA 主催のテレマーケティング・スクールでは、センタースタッフ育成のための、各種講座を随時開催しています。皆様の人材教育の一環として、ぜひご利用ください。

各講座の概要・プログラムなどの詳細は、JTA スクールホームページ [JTA スクール](http://www.jtasite.or.jp/jta_school/index.html) ▶ 検索 まで。

http://www.jtasite.or.jp/jta_school/index.html

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額

宮崎県

●企業立地促進補助金		
宮崎県	対象要件 ①県外誘致企業：新規県内雇用者 6人以上 ②県内立地企業：新規県内雇用者 51人以上 ③特定団地立地企業※1：新規県内雇用者 6人以上 ④大規模立地企業：新規県内雇用者 301人以上、かつ投資額 1億円超 ※1 宮崎フリーウェイ工業団地(高原町)に立地する企業	①雇用割：新規雇用者 1人当たり 30万円、投資割：投資額の 4% 限度額：5億円 ②雇用割：新規雇用者 1人当たり 15万円、投資割：投資額の 2% 限度額：2.5億円 ③雇用割：新規雇用者 1人当たり 30万円、投資割：投資額の 6% 限度額：5億円 ④雇用割：新規雇用者 1人当たり 45万円、投資割：投資額の 6% 限度額：8億円 ①～④共通年間高速通信回線使用料の 80%※2、施設整備費の 50%※3 ※2 専用通信回線等を利用して事業を行う場合の年間高速通信回線使用料が対象(①～③は年間限度額 2,000万円×3年間、④は年間限度額 2,000万円×5年間) ※3 既存施設に入居して改装等する場合の経費が対象(1㎡あたり 25,000円を限度)
	【連絡先】 宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課 TEL 0985-26-7096 http://www.miyazaki-investment.com/ 【宮崎県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】 空港から宮崎市街地まで車で 10分、電車で 15分で移動ができ、東京などへの日帰り出張も可能である。 オフィス賃料は元より、駐車場代なども安価で、賃金、物価も安い。 就業者のほとんどが自家用車の通勤であるため、公共交通機関に左右されない勤務形態が可能である。 県では雇用・投資・通信などへの充実した優遇制度を、立地先の市町村でも独自の優遇制度を設けており、併用が可能である。 直下型地震の原因となる活断層が県内ではほとんど確認されていない。	

宮崎市

●企業立地奨励制度		
宮崎市	対象要件 ①誘致企業：新規雇用 6人以上 ②地場企業：新規雇用 6人以上 ③大型立地企業：新規雇用 300人以上かつ投資 1億円超 ④新設：新規雇用 20人以上 ⑤増設：新規雇用 40人以上	①雇用割：新規雇用者 1人当たり 20万円、投資割：投資額の 4% 限度額：3億円 固定資産税助成 初年度 100% 2年度 80% 3年度 60% 事業所税助成 3ヵ年度 ②雇用割：新規雇用者 1人当たり 20万円、投資割：投資額の 2% 限度額：1億円 固定資産税助成 初年度 100% 2年度 80% 3年度 60% 事業所税助成 3ヵ年度 ③雇用割：新規雇用者 1人当たり 20万円、投資割：投資額の 4% 限度額：4億円 固定資産税助成 初年度 100% 2年度 80% 3年度 60% 事業所税助成 3ヵ年度 ④賃料助成金：賃借料の 1/2 以内 月限度額 100万円×24ヵ月 限度額：2,400万円 ⑤賃料助成金：賃借料の 1/3 以内 月限度額 50万円×12ヵ月 限度額：600万円
	【連絡先】 宮崎市観光商工部工業政策課企業立地係 TEL 0985-21-1793 http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1202255959230/index.html	

延岡市

●企業立地促進条例		
延岡市	対象要件 ①新規雇用者が中小企業 5人以上もしくは大企業 10人以上 ②投下固定資産総額が中小企業 5,000万円以上、大企業 3億円以上で、かつ常時雇用者中小企業 5人以上、大企業 10人以上 ③②の要件かつ新規雇用 30人以上 ④新規雇用 3人以上 ⑤新規雇用 30人以上	①新規雇用者 1人当たり 20万円 限度額：1,000万円※雇用は延岡市民に限る、通信回線年間使用料の 80%3年間(県の制度併用の場合 20%を 3年間)限度額 500万円/年、専用通信回線等の設置費の 100% 限度額 10万円(1回限り) ②固定資産税 3年間課税免除、用地取得助成金(取得価格の最大 50%限度額 5,000万円)+①の助成内容 ③自社の同一施設に貸しオフィスを新設した場合：賃貸施設新設費用 50% 限度額 1.5億円 ④オフィス賃借料の 50%を 2年間(限度額 1年目 10万円/月、2年目 5万円) ⑤オフィス賃借料の 50%を 2年間(限度額 100万円/月)
	【連絡先】 延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL0982-22-7035 http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/shoukou/kougyou/kigyou/	

日向市

●企業立地促進条例奨励措置		
日向市	対象要件 ①新規雇用(正社員・準社員・契約社員)5人以上 ②投下固定資産総額 5,000万円以上	①新規雇用者 1人当たり 20万円 限度額 1,200万円、通信回線年間使用料の 80%3年間(県の制度併用の場合 20%を 3年間)限度額 500万円/年、専用通信回線等の設置費の 100% 限度額 10万円(1回限り) ②オフィス賃借料の 1/2 以内 限度額 500万円/年 5年間 ③固定資産税 3年間課税免除 ※雇用は日向市民に限る
	【連絡先】 日向市産業経済部商工港湾課港湾・企業立地係 TEL0982-52-2111 http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/office/attracting.html	

日南市

●企業立地促進条例		
日南市	対象要件 ①新設：新規雇用 5人以上 ②増設：新規雇用 3人以上 ③新規雇用 3人以上 29人以下 ④新規雇用 30人以上 99人以下 ⑤新規雇用 100人以上	①②共通 新規雇用者 99人以下の場合 1人当たり 24万円、100人以上の場合 1人当たり 36万円 ※障がい者は 1.5倍の金額 ※限度額：1億円 ※対象は日南市民のみ、1人 1回に限る 通信回線年間使用料(基本料金)80%3年間(県の制度併用の場合 20%を 3年間)年間限度額 500万円/年 施設改修費の 25% 限度額 1,000万円 企業立地助成金：用地取得の 1/4 限度額 2,000万円、施設整備費総額の 1/2 限度額 1,000万円 固定資産税：①3年間課税免除、②固定資産税 3年間不均一課税(※税率 0.533/100) オフィス賃借料の 50%(③限度額 20万円/月 2年間、④限度額 100万円/月 2年間、⑤限度額なし 3年間)
	【連絡先】 日南市産業経済部商工課 企業立地・ポートセールス係 TEL0987-31-1169 http://www.city.nichinan.lg.jp/	

自治体	●事業名(期間) 対象要件		助成内容/限度額
高鍋町	●企業立地促進条例		
	対象要件 新規雇用 5人以上かつ投下固定資産総額 2,500万円以上	新規雇用者 1人当たり 12万円、限度額 1,000万円 ※雇用は高鍋町民に限る 人材育成補助金: 1人 1,000円 3年間、年間限度額 10万円、1人1回限り 1,000㎡以上の用地取得価格の 30%、限度額 3,000万円 1件 200万円以上の整備費の 50%、限度額 2,000万円 通信回線等の年間使用料 80% 3年間(県と制度併用の場合 20%) 年間限度額 500万円 専用通信回線設置にかかる費用 限度額 10万円 オフィス賃借料の 50% 3年間、年間限度額 500万円 固定資産税 3年間課税免除	
	【連絡先】高鍋町政策推進課総合政策係 TEL0983-26-2018 http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/attractingInfo/business.html		
鹿児島県	●鹿児島市企業立地促進補助金		
鹿児島市	新規雇用者 30人以上 ※中心市街地に立地する場合は、11人以上	①新規雇用者数×30万円(障害者:60万円)(3年間) ②設備投資額×2%(初年度のみ) ③固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額×50%(3年間) ④オフィス賃借料×50%(3年間) ⑤通信回線使用料×50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ⑥研修費×50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ⑦企業内託児所運営費等×50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ※①、②、③、④、⑤の合計額の限度額は3億円 ※①は、パート等は10万円(障害者:20万円)。また、2年目及び3年目については前年より10人以上増えた場合に限り、増員分を補助	
	【連絡先】鹿児島市経済局商工振興部雇用開発課 TEL 099-216-1314 http://www.city.kagoshima.lg.jp/		
鹿屋市	●鹿屋市工場等立地促進補助金		
	(1)土地取得(賃借)面積 ・200㎡以上(市内事業者は100㎡以上) (2)土地取得(賃借)後、5年以内に操業開始 (3)新規雇用者数 ・10人以上(市内事業者は5人以上) (4)立地協定の締結 ※上記の全ての要件を満たすこと	(1)工場等用地取得費補助金 ・補助額:土地取得価格×30%以内 ・限度額:2,000万円(新規雇用5~9人) 3,000万円(〃 10~19人) 5,000万円(〃 20~49人) 7,000万円(〃 50~99人) 1億円(〃 100人以上) (2)雇用促進補助金 ・補助額:新規雇用者数×15万円 ・限度額:1,500万円 (3)建物・機械設備補助金 ・補助額:設備投資額×10%以内 ・限度額:1億円 (4)情報通信施設賃借料補助金 ・補助額:事業所賃借料(年間)×30%以内 ・限度額:3,000万円(1,000万円×3年) (5)通信回線使用料補助金 ・補助額:通信回線使用料(年間)×25%以内 ・限度額:3,000万円(1,000万円×3年)	
	【連絡先】鹿屋市商工観光部企業支援課 TEL 0994-40-7890 http://www.e-kanoya.net/		
奄美市	●奄美市企業立地等促進条例		
	対象要件 ・新規地元雇用 8人以上 ・設備投資額 2,000万円以上(リース費用含む。)	①新規地元雇用者数×12万円(新規雇用者1人につき1回限り助成)(3年間) ②オフィス賃借料×1/4(3年間) ③通信回線使用料×1/4(3年間) ④研修費5万円/人(3年間) 限度額:①2千万円 ※②+③+④の合計交付限度額 1千5百万円(1年間) 4千5百万円(3年間)	
	【連絡先】奄美市産業振興部商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線 1424・1421) http://www.city.amami.lg.jp/		
沖縄県	●情報通信費低減化支援事業		
沖縄県	対象要件 3年間で20名以上の県内新規雇用(パートを含まず)が見込まれること、または3年間で10名以上の高度な専門知識を有する人材の県内新規雇用(パートを含まず)が見込まれること。	○民間通信業者が提供する広域イーサネット網サービスを利用して、沖縄と県外を結ぶ通信回線の通信費の一部を県が補助(本島は1/2、先島は2/3)する。 ○その他支援策 1.情報産業核人材育成支援事業:①プロジェクト・マネージャー等育成のための県外企業へのOJT費用を一部助成。②企業内技術研修にかかる費用の一部助成。③技術要素全般を習得するための講座提供。 2.情報通信産業振興地域による税の優遇措置:対象地域内で1000万円を超える情報通信業務要設備を新増設した法人に対し、国税(法人税)・県税(事業税・不動産取得税)・市町村税(固定資産税・事業所税)の優遇措置	
	【連絡先】沖縄県観光商工部情報産業振興課 TEL 098-866-2503 http://www.pref.okinawa.jp/iipd/index.html		
	【沖縄県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】 ・若い人材が豊富(若年層の失業率が高い、人口の自然増加率が高い、年少人口の割合が高い) ・生活物価が安い(生活物価水準が全国でもっとも低い) ・地震が少ない(近代的地震観測以降、震度5強以上の観測は1回のみ) ・首都圏から離れている(リスク分散が可能) ・充実した支援制度(情報通信費低減化支援、国税・地方税の優遇措置、地域雇用開発助成制度等)		

2011年度 社団法人日本テレマーケティング協会 役員一覧



会長
船津 康次
トランスコスモス(株)
代表取締役会長



副会長
岩崎 孝久
(株)もしもし
ホットライン
取締役



常任理事
岩城 久剛
第一アドシステム(株)
顧問



常任理事
阪本 作郎
東日本電信電話(株)
営業推進部長
兼企画部長



常任理事
田中 義男
(株)ベルシステム24
常務執行役員



常任理事
林 純一
(株)テレマーケティング
ジャパン
代表取締役社長



常任理事
武藤 弘和
(株)NTTソルコ
代表取締役社長



理事
猪嶋 伸晃
(株)KDDIエポルバ
取締役執行役員



理事
遠藤 克彦
ビーウィズ(株)
代表取締役社長



理事
川越 憲治
川越法律事務所
弁護士



理事
立花 忠恒
日本アイピーエム・
ビジネスサービス(株)
代表取締役社長



理事
寺田 育彦
伊藤忠テクノ
ソリューションズ(株)
執行役員



理事
富田 政広
(社)日本テレ
マーケティング協会
事務局長



理事
長島 広太
東洋大学
経営学部教授



理事
中村 文子
(社)全国消費生活相談員
協会消費者情報研究所
主任研究員



理事
松岡 萬里野
(財)日本消費者協会
参与



理事
渡邊 辰夫
三井情報(株)
執行役員



監事
菊地 康夫
東陽監査法人
公認会計士



監事
資宗 克行
一般社団法人情報通信
ネットワーク産業協会
専務理事

協会日誌

6/17 人材育成委員会

①SV 意見交換会

・過去にSV意見交換会に参加された方を対象に、ワールド・カフェ形式の意見交換会を実施することとなった。

② マネージャー・センター長による意見交換会
・マネージャーやトレーナーなどSV以外の対象者による意見交換会のニーズがあるかをアンケートで把握した上で、実施に向けて詳細を検討することとなった。

6/21 事業委員会

① テレマーケティング・ガイドブック VOL.21
・特集や座談会、寄稿文のテーマ等を決定した。

② JTA スタディーツアー
・旅行代金について討議し決定した。

・パンフレットの送付、Webへの掲載等で告知を開始することを決定した。(詳細は12ページ参照)

7/6 広報委員会

① 会員ニュースの公開状況

・6月に会員より寄せられた会員ニュースのWebへの掲載状況について報告した。

② JTA メールニュース

・VOL.143の情報収集状況を報告した。

③ JTA NEWS の発行

・8月号：自治体によるコールセンター誘致支援制度の特集を掲載することを決定した。

・9月号：自治体によるコールセンター誘致支援制度 Part2 を掲載することを承認した。

④ ニュースリリースの配信

・海外視察ツアーに関するニュースリリースを

関連メディアに配信することを承認した。

7/8 情報調査委員会

① センター見学会

・名古屋地区におけるセンター見学会の申込状況等を報告した。

② JTA メールニュース

・VOL.143の情報収集状況を報告した。

③ 自治体によるコールセンター誘致に関する調査

・コールセンター誘致に関する47都道府県に対する調査の回収結果を報告、公開方法について討議し、Web上に会員限定で公開することを決定した。

4. テレマーケティング・アウトソーシング企業実態調査について

・今年度の調査における質問項目、質問方法等について最終確認をした。

スーパーバイザー interview

vol.40

プロブリッジ株式会社は、2006年にコールセンター向け専用コンサルティング会社としてスタート。その後、自社コールセンターの開設や、コールセンター向けシステムのパッケージ販売を行うなど、順調に業務を拡大しています。

プロブリッジ株式会社
CRM 推進本部 運用グループ

川田 健さん

オートバイや自転車が好きとのこと。11年以上乗り続けているバイクでの数日にわたるロングツーリングや、自転車で120キロ以上走行することもあるとか。さらに、キャンプも趣味というアウトドア派の川田さんです。



プロブリッジが受注しているウォーターサーバーのカスタマーサポート。そのプロジェクトのスーパーバイザー(以下、SV)である川田健さんにご登場いただきました。

ビジネスとしては、家庭や一部のオフィスにウォーターサーバーをレンタルし、必要に応じておいしい水をお届けするサービス。そのバックオフィス業務全般を担当しています。

「当社コールセンターでのお水の受発注を中心に、サーバーのトラブル対応、物流の管理、契約書類の確認のためのアウトバウンドなど、営業以外の業務をほぼフルフィルメントで担当しています。スタッフは、私の下に10名のオペレーターが所属していて、だいたい6~7人が交代で業務に就いています」。業務内容が多岐にわたるため複雑さは否めないものの、順調にプロジェクトは進行しているとのこと。特に今回の東日本大震災以降は引き合いも多く、ビジネスとしても拡大中です。

入社半年のベテランSVとして

川田さんが今一番力を入れているのは、セキュリティマネジメントの強化とのこと。社内運用ルールのさらなる厳格化も含めて、前向きに取り組んでいます。

「これまでもセキュリティ対策や制度の明確化はきちんと行ってきたのですが、もっと強化したいと思っています。ルールや規則もそうですが、特に心構えに近い部分ですね。“ルールがあるから守る”のではなく、“なぜルールがあるのか”を考え、その上で“だから守らなくてはいけない”というように、プロ

としてのより強い自覚を浸透させたいと思っています」

実は、これまでのSVとしての勤務経験がトータルで10年以上という川田健さん。プロブリッジへの入社は今年1月で、同社の中ではまだ新人ですが、SVとしては本当のプロと言えるでしょう。

「コンピューターメーカーのカスタマーサポートのオペレーターの募集がありました。パソコンが好きだったので、それまでの営業職を辞めて、大手エージェンシーに入社したのがスタートです」

そこではパソコンの知識を活かしてテクニカルサポートを担当。2年ほどのオペレーター経験の後にSVに昇格します。約6年の勤務の後に退社。半年弱の充電期間を経て、大手の情報サービス会社に入社して、大手電機メーカーのヘルプデスク窓口のSVに就任します。

「電機メーカーがグループ内で使っているシステムのヘルプデスクで、社内システムに対する問い合わせをワンストップで担当する部署でした。クライアントのコールセンターに複数のエージェンシーが入って、共同で業務を行っていました」とのこと。6年強の勤務の後に退社。プロブリッジへの入社に至ります。

経験を活かし伝えていくこと

現職では、コールセンター業務以外のさまざまなことにチャレンジできて楽しいという川田さん。自らが参加しながらプロジェクトや環境を作り上げていく面白さが分かってきたとのこと。

「これまでの経験を活かしながら、どんな時でもコールセンターをきちんと運営していけるようにいろいろな面から取り組んでいきたいと思っています。これまで大手にいたことで知った、大手ならではの文化も持ち込みたい。私自身が学んできたことをみんなに伝えていきたいですね。

それに、コールセンターに初めて業務委託するお客さんも多くて、そういう方々にコールセンターの良さや効率的な使い方を啓蒙できたらいいですね。今後は、コンサルティングやアドバイスなどにも力を入れていきたいと思えます」

新進気鋭の同社にとって、ベテランの経験を活かし伝えていくことは強く望んでいるポイントの一つでしょう。川田さんの経験や人柄が、プロブリッジ独自の企業文化と反応しながら、さらなる発展につながっていくことはまちがいないようです。

企業情報

プロブリッジ株式会社

代表取締役: 新川 哲平

本社: 東京都渋谷区渋谷2丁目7-8

TAKADEN 青山ビル 3F・4F

ホームページ: <http://www.probridge.co.jp/>

設立: 2006年

従業員数: 71名(登録スタッフ数 627名)

プロフィール: プロブリッジは、コールセンター・顧客対応部門を、全ての企業へ広げることを基本理念に、大手企業から中小・ベンチャー企業、また官公庁を中心に、コールセンター運営受託、電話代行、人材派遣、教育研修サービス、CRMシステムをご提供しています。

本コーナーでは、業界のキーパーソンであるリーダー・スーパーバイザーの魅力や重要性をご紹介します。皆様のセンターで活躍しているリーダー・スーパーバイザーをご紹介ください。エントリーをお待ちしています。

JTA NEWS TOPICS

JTA NEWS Vol.173 Contents

各自治体のコールセンター 支援制度一覧【Part1】1
2011年度役員一覧、協会誌10
SVインタビュー Vol.4011
第23回「JTA スタディーツアー 海外視察」 概要、コールセンター基礎講座開催報告 他12

次号予告

「JTA NEWS」Vol.174では、「各自治体のコールセンター支援制度一覧【Part2】」を掲載する予定です。

※掲載内容は変更になる可能性があります

JTA メールニュース好評配信中

情報調査委員会・広報委員会では「JTAメールニュース」の配信を行っています。配信ご希望の方は、「JTAメールニュース配信希望」と明記のうえ、配信先メールアドレス・会社名・部署名・氏名・連絡先電話番号を記入し、当協会事務局 e-mail アドレス (office@jtasite.or.jp) までお申込みください。

VOL.142 (2011年6月29日配信)

配信数:4,451名

【協会からのご案内】

1. JTA スクール 7月開催のご案内
 2. JTA スタディーツアー 海外視察のご案内【業界動向・情報】
 3. 第6回 今後のパートタイム労働対策に関する研究会の配付資料(厚生労働省)
 4. インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(消費者庁)
 5. 今後の高年齢者雇用に関する研究会報告書(厚生労働省)
 6. 震災時の緊急支援に役立てられたクラウドサービスの事例と、復旧・復興に向けたクラウドサービス安全利用に関する資料(情報処理推進機構)
 7. 電気通信サービスに係る内外価格差調査(総務省)
 8. 電話勧誘販売業者に対する指示処分について(消費者庁)
- 【監督官庁等からのお知らせ】
9. 平成24年経済センサス活動調査の実施について(総務省、経済産業省)

お答えします。

テレマーケティングの
あらゆる「？」

テレマーケティング電話相談

03-5289-0404

受付時間 10:00～16:00(土曜・日曜・祝日を除く)

締め切り迫る！アメリカ視察ツアー

第23回 JTA ステディーツアーでは、アメリカ・サンフランシスコおよびロサンゼルスを訪れ、「ソーシャルメディア」と「BCP(事業継続計画)」をキーワードに視察先を選定します。

募集締切は9月1日(木)です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

■視察期間:2011年10月16日(日)～10月22日(土) 5泊7日

■訪問都市:サンフランシスコ・ロサンゼルス ■募集人員:19名(最少催行人員10名)

■旅行代金:当協会会員価格:558,000円、一般価格:608,000円

※別途、現地空港税および燃油サーチャージがかかります。2011年6月現在、40,160円

■企画協力:(社)日本テレマーケティング協会 ■旅行企画・実施:(株)JTB 法人東京

※詳細および申し込み方法に関しては、協会のホームページでご確認ください。

<http://www.jtasite.or.jp/event/studytour.html>

訪問先企業候補(以下のうち、6社訪問予定) ※先方の都合により変更する場合があります

■サンフランシスコ■

① **Apple At Home (デジタルデバイス・コンテンツ)**
アップル社は、アメリカ国内ではコールセンターでも顧客対応を行う。アップル社のコールセンター在宅エージェントを Apple At Home Expert と呼ぶ。

② **Direct Line Tele-Response (テレマーケティング・エージェント)**
1979年に医療アシスタントコールセンター、ビジネスカスタマーセンターの代行企業として設立。電話・メール・ボイスメール・テキストメッセージ・携帯電話・ソーシャルメディアなどマルチチャネルで対応。

③ **PG&E (電気・ガス)**
1905年設立の西海外最大規模の電気・ガス供給会社。コールセンターでは、支払いの受付から消費者からの電気・ガスに関する質問などを受け付けている。エネルギー供給についての学びにもつながる。

④ **LiveOps Inc. (テレマーケティング・エージェント)**
2000年設立のバーチャルコールセンターアウトソーサーの大手。オン・デマンドのアプリケーションでホームエージェントによるクラウドを駆使したコールセンターサービスを実施。2万人のホームエージェントを使う。

⑤ **VM Ware Inc. (ITプロバイダー)**
先進の仮想化ソリューション・プラットフォームシステムを提供するソフトウェア企業。17万社以上の顧客をサポートするコールセンターを訪問する。

⑥ **Google (ITプロバイダー)**
1998年に設立された Google。コールセンター

ではなく、独自のマーケティングはアメリカ内でも注目。Google社の一風変わった社内視察ツアーを予定している。

■ロサンゼルス■

⑦ **Toyota Motor Sales, USA (自動車)**
トヨタの米国における販売、マーケティングを取り仕切る同社のコールセンターを訪問。社員へのマインドを植え付け、顧客満足度を永続的に高水準で保つ努力などについて検証する。

⑧ **CALLBOX SALES AND MARKETING SOLUTIONS (セールス・マーケティング)**
テレマーケティング、ウェブマーケティングを中心としたセールス・マーケティング会社。視察では実務見学と、実務上の問題点やその改善方法をヒアリングする。

⑨ **Tickets.com (チケット ネット販売)**
大手のチケットネット販売会社。Facebookをマーケティングとして使用し、販売拡大につなげている。SNSを利用したマーケティングという視点での視察を想定。

⑩ **CONCORDE COMMUNICATIONS (テレマーケティング・エージェント)**
ロサンゼルス本社のコールセンター会社。教育制度として、4段階のレベルを設定。社員に対する教育・トレーニング制度・インセンティブ制度についての視察を想定。

⑪ **AdviseTech (ITプロバイダー)**
12年前に設立された IT ソリューションプロバイダー。在宅コールセンター業務の運営方法とコンサルティング業務のノウハウを中心とした視察を予定。

コールセンター基礎講座に多くの受講者

去る6月10日、東京千代田区の日本マンパワーにおいて、コールセンター基礎講座を開催しました。毎回好評を博している本講座ですが、今回も97名という多くの方に受講いただきました。2010年度に引き続き、今年度も下半期にも開催する予定です。ぜひ下半期の受講もご検討ください。

※受講者の感想

- ◎業務トレンドや運営管理に必要な指標等、参考になることが多く学べたので、是非とも取り組みたいと感じました。
- ◎基本の再確認ができました。ありがとうございました。
- ◎3部構成で内容・分野も分かれており、3部とも興味を持って聞くことができよかったです。
- ◎基本的なことが分かり大変役に立ちました。
- ◎仕事が始まると中々このような機会がないため、私にとっては貴重な勉強の場となりました。

